

[事案 23-75] 入院給付金請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

急性気管支炎及び子宮付属器炎により入院したが、約款に定める入院に該当しないとして入院日数の一部しか入院給付金が支払われないこと等を不服として、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 12 月に急性気管支炎及び子宮付属器炎により 105 日間入院した。そこで入院給付金を請求したが、約款に定める入院に該当しないとの理由により、入院給付金が入院期間の一部しか支払われない。入院先の病院にはない歯科、産婦人科に行くために医師の許可を得て外出したのであり、無駄な外泊、外出はしていないので入院期間に相当する給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の主張する入院期間における治療内容等について事実確認を行ったところ、入院当初に抗生物質の点滴投与にて治療が行われているものの、平成 22 年 12 月下旬の外泊日以降は頻回に外出している事実が確認されており、通院による治療が可能であったと考えられることから、約款に定める入院の定義に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された書類等にもとづいて、申立人の本件入院の必要性について審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 本件契約の約款に規定する「入院」に該当するか否かについては、入院先の担当医師の意見のみに基づいて判断されるものではなく、医学上の見地から客観的、合理的に判断されなければならない。
- (2) 本件では申立人が全身倦怠感を訴え入院を希望したが、看護記録によれば、入院後 37 度前後の微熱が続いているが、一般に 37 度程度の発熱のみでは入院適応とはならず、嘔吐が続く食事が取れない等の入院を必要とするほどの重篤な症状があれば入院の必要性が認められる場合もあると考えられるものの、カルテ及び看護記録にはそのような重篤な症状は見当たらない。
- (3) 発熱及び気管支炎については、入院日以降、鎮痛解熱薬等の点滴が継続的に行われたが、12 月下旬には点滴も終了している。一般に点滴を継続するために入院が必要な場合があるとしても、遅くともこれらの点滴の必要性がなくなった時点では、特段の異常や特に重篤な副作用がない限り入院の継続は不要であり、発熱及び気管支炎による入院の必要性は失われていると考えられる。

- (4) 子宮付属器炎については、申立人から提出された診断書によれば、平成 23 年 1 月及び 3 月に他病院の産婦人科を受診したことが認められるが入院には至っておらず、その他、肩こりや腹痛、腰痛、下痢などの不定愁訴的な症状があったことは入院中の看護記録から認められるものの、常に医師の管理下において治療に専念することを必要とするまでの入院の必要性が認められるほどの症状は見当たらない。
- (5) 以上の状況から判断して、本件においては、気管支炎等の症状に対処するために 2 週間程度の入院は必要であるとしても、入院中に特段の異常も発見されず、特に重篤な副作用も出ていないことから、それを超えた期間の入院について、約款で定める常に医師の管理下において治療に専念することを必要とするまでの入院の必要性があると認めるに足りる証拠はない。